

佐那河内村交流センター（仮称）整備事業

要求水準書

第1 基本的事項

1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、佐那河内村交流センター（仮称）（以下「交流センター」という。）整備事業（以下「本事業」という。）に求める水準を規定するものである。なお、応募者は、要求水準として具体的な規定されていない内容については、現在の農業総合振興センターの活用状況を見学するなどして、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

2. 本事業の基本的な考え方

本事業は、現在の農業総合振興センターの機能（住民活動拠点及び指定避難所としての機能）を継承しつつ、現在の村に不足する施設機能を追加し、新たなイベントの実施や幅広い世代の居場所づくりなど、さらなる交流を創出する拠点として一体的に整備する。

【交流センターのテーマ】

村内外の幅広い世代の多くの人々が利用する施設

(1) 住民が集い、交流の拠点となる施設

日々住民が集う拠点 (例)老人会の集まりの場、自習室、雨天利用可能の公園

交流拠点 (例)様々な催しを開催できる場

避難施設 (例)地震・台風時等に避難できる施設

(2) 子育て世代、高齢者や障がい者など、誰もが安心して利用できる施設

ハード面 (例)ユニバーサルデザインの導入

ソフト面 (例)最適な管理者による運営、開館曜日・時間の拡大

(3) 住民の文化活動の支援に資する施設

文化活動の支援 (例)文化団体の活動・発表の場

なお、最終頁に、参考として「※参考 交流センターの活用イメージ」として掲載している。

3. 業務範囲及び業務内容

(1) 第Ⅰ期事業

設計業務（各種調査等、基本設計業務、解体他設計業務、各種申請業務）

(2) 第Ⅱ期事業

①設計業務（各種調査等、実施設計業務、各種申請業務、設計意図伝達業務）

②工事監理業務

③解体撤去業務

④建設業務

⑤その他これらを実施する上で必要な関連業務

4. 事業スケジュール

佐那河内村交流センター（仮称）整備事業設計・施工者選定公募型プロポーザル実施要項のとおり。

第2 施設整備にかかる要求水準

1. 敷地概要

- | | |
|----------|---|
| ア. 建設地 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 71-1 ほか |
| イ. 敷地面積 | 2,328.33 m ² （座標値より算出） |
| ウ. 既存建物 | 鉄筋コンクリート造3階建
建築面積：497.02 m ² 延べ面積：1,081.70 m ² |
| エ. 用途地域 | 都市計画区域外 |
| ウ. 建ぺい率 | 無指定 |
| オ. 容積率 | 無指定 |
| カ. 防火指定 | なし |
| キ. その他地域 | 敷地の東側区域が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定 |

2. 階数・規模等

階数は指定しないが、延べ面積は 1,400 m²程度とする。

第3 施設の要求水準

外壁、屋根、内壁、床など主要な仕上げについては、佐那河内村の景観にあったふさわしいデザイン、仕上げ等に十分配慮すること。

参考資料として、（公社）徳島県建築士会による 【デザインコード】佐那河内村むらづくり作法集がある。

1. 建築計画

（1）外観

- ・周辺環境との調和を考慮した素材の検討やデザインの工夫を行うこと。
- ・外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。

（2）構造・規模等

- ・敷地の一部が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）であり、交流センターは指定避難所を兼ねる公共施設であることを反映した構造とすること。

（3）平面

- ・平面計画にあたっては、現農振センターでの利用状況や村民の意見等を反映させたものとする。諸室の特性を把握し、利用者の利便性、快適性、安全性、防災性、近隣への遮音性を考慮し、適切に配置計画すること。

（4）仕上げ

- ・各室の用途・機能に応じ、耐久性、メンテナンスの容易さに配慮すること。

- ・各室の用途・機能に応じ、断熱、吸音材等の採用を検討すること。
- ・気密性を確保するとともに、内部結露が発生しない仕上げ及び材料等を検討すること。

(5) セキュリティ

- ・複数の人が個別に各室を利用できる逆マスターキーシステム等の採用による管理計画を検討すること。
- ・24時間使用可能な公衆トイレ、コインランドリー利用者のセキュリティに配慮した設備等の設置を計画すること。

(6) 安全・防災・防犯

- ・地震、風水害等の発生時には、容易かつ安全に避難者を受け入れることを想定し、諸室の配置や動線、防災設備等を計画とすること。
- ・避難所を兼ねる諸室があることから、佐那河内村地域防災計画を反映した施設計画とすること。
- ・避難者、特に体力的に衰えのある高齢者、心身障害者、乳幼児、外国人、妊産婦や傷病者等の要配慮者が安全に避難し、その後の避難生活を送ることができる施設計画等をおこなうこと。
- ・発災時に備えて、非常用電源は3日間程度、可動できることとし、災害に対応できる施設計画とすること。
- ・AEDの設置スペースを確保すること。

(7) 動線

- ・屋内、屋外において、幅広い世代の多くの人々が利用しやすい工夫を行うこと。

2. 設備計画

省エネルギー、省資源に配慮し、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与する計画とすること。

- ・既存キュービクル式高圧受変電設備は移設するなどして、再利用するものとする。
- ・発災時に備えて、非常用電源は3日間程度、可動できることとし、災害に対応できる施設計画とすること。

3. 諸室計画

(1) 共通事項

- ・必要な諸室および設備等については、下記項目及び下表とする。
- ・什器備品については、技術提案において必要となる什器備品がある場合は、技術提案書に記載することとする。また、提案において、造り付け等の什器備品を計画することを認めるものとする。
- ・什器備品の設置については、村と協議しながら、建設期間中に実施することを基本とする。
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の規定に適應した計画とすること。

(2) 諸室計画

現農振センターは、表に示す通り、老人会、ふれあい昼食会、乳児検診、歴史講座、図書の貸し出しなど幅広い用途に活用されていることに配慮して、諸室の利用が現在同等以上に円滑に行えるよう計画する。また、諸設備計画においては、省エネルギー、省資源に配慮し、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与する計画とすることとする。

室名 ()内は現農振センターでの規模等	要求水準
【 現 存 施 設 】	
事務室 (≒32 m ²) 設置希望階：1階	<ul style="list-style-type: none"> ・数名の職員が事務を行なえる広さであること。 ・オープンスペースも可能とすること。 ・個人情報に配慮した配置を要すること。
調理室 (≒62 m ²) 設置希望階：1階	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室やふれあい昼食会などの調理に利用する室である。 ・主な利用者は消費者協会、婦人会、もちっこ、離乳食講習者等。 ・現状の調理台等の配置状況は手狭であり、広さ・調理台等の配置等を改善すること。 ・調理台4台。 ・ふれあい昼食会会場となる大会議室との使用上の利便性に配慮した計画とすること。 ・被災時においても利用できるようにすること。 <p>*現在の利用状況 年49回(1,001人)／25人超規模-年15回、 10人超規模-年20回 親子クッキング(44人-年1回)、ふれあい昼食会(30人-年8回)、</p>
大会議室 (≒103 m ²) 設置希望階：1階 小会議室 (≒51 m ²) 設置希望階：1階	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より充実させること。 ・調理室に隣接する食事会場としても活用する。 ・可動間仕切りにより、小会議室として使用できること。 <p>※大会議室の現在の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100人規模の会議、催しに活用する。 ・301回(5,129人)／100人規模-年5回、 50人規模-年85回 健康診断(110人-年5回)、老人会(47人-年35回)、 ふれあい昼食会(56人-年8回) <p>※小会議室の現在の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種集會、セミナーなどに活用する室である。 ・149回(1,332人)／20人規模-年6回、 10人規模-年120回 乳児健診・相談(20人-年6回)、老人会芸能部(10人-年48回)、 NPO大川原等会議

<p>和室 (≒96 m²) 設置希望階：--</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・踊りの練習や乳児健診などに活用する室である。 ・更衣室を附属させる、あるいは小会議室を代用する。 ・避難所を兼ねる。(約 30 人を収容可能) ・指定避難所としての設備等を備えること。 <p>*現在の利用状況 99 回(1,294 人)／30 人規模-年 8 回、20 人規模-年 70 回 すだち連(30 人-年 4 回)、離乳食講習・歯科相談会(25 人-年 4 回)、老人会芸能部(10 人-年 47 回)、健康づくりチャレンジ(18 人-年 7 回)</p>
<p>図書室 (≒49 m²) 設置希望階：--</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より充実させる。 ・自習スペースを設置する。自習スペースは静けさを求められるため、カフェスペースとの配置には配慮すること。 ・土日利用も可能とする。 <p>*現在の利用状況 208 人-795 冊 (参考:役場内図書コーナー/270 人-662 冊)</p>
<p>【 追 加 施 設 】</p>	
<p>文化ホール 設置希望階：--</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・200 人規模の催しに利用する。 主なものは敬老会、消費者大会、講演会、各団体総会等。 ・舞台、舞台袖等、阿波踊り、ミニコンサート、発表会等にも活用できるように音響にも配慮すること。 ・ロールバック（移動観覧席）形式が望ましい。 (現在は体育館にシートを敷き、パイプ椅子を並べて使用しているため)
<p>文化歴史資産収納庫 設置希望階：--</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書、絵画、写真、及び歴史的な価値のある公文書等の保管庫として使用できること。 ・一部、展示できるスペースがあれば望ましい。 ・24 時間、空調設備が稼働すること。 ・35 m²程度とする。
<p>書庫 設置希望階：--</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役場関係文書(戸籍・税、測量関係他公文書)を保存するスペースである。 ・100 m²程度とする。
<p>カフェスペース 設置希望階：1 階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が気軽に集まれる場所として活用できること。 ・歩道、道路、敷地内からわかりやすく、見通しが良い場所に配置すること。
<p>コインランドリー 設置希望階：1 階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機 1、乾燥機 1 を設置する。 (布団の洗濯・乾燥に使用できる規格とすること) 洗濯機：R4 実績(45 人-61 回)、R5 実績(45 人-58 回) 乾燥機：R4 実績(0 人-0 回)、R5 実績(1 人-1 回) ・24 時間利用可能とする。 ・利用者のセキュリティに配慮した計画とすること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター内、あるいは別棟（のプレハブ）も可能とする。 ・運営主体（村、民間事業者、施設管理者など）が未確定なので、今後、設置することができる施設とする。
共用スペース	給湯室 授乳室 収納庫 エレベーター 階段 トイレ 廊下・ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・1階、2階に設置 ・1階、2階に設置 ・1階、2階に設置 ・車いす使用者や視覚障がい者などが一人で利用できる形態や設備を備えたものとする。 ・車いすが旋回可能な（15人用以上）規格とすること。 ・集会所機能が2階にあるので、直通階段2カ所の設置が必要。 ・現状より充実させる。 （現状／1階：大1小3+大2／2階：大2小3+大3） ・24時間外来者も利用可能とする。 ・24時間運用と施設運用との安全面の対策が必要であること。 ・公衆トイレとしての利用可能な設置位置であること。 ・利用者のセキュリティに配慮した計画とすること。 ・諸室の利用予定、利用状況等の表示設備を設置すること。
【 屋 外 施 設 】		
	屋外でのイベントスペース及び倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付きが望ましい。 ・マルシェ、農産市等の催し物などを雨天でも開催できる装備・機材配置とすること。 ・屋外イベントのための倉庫を設置すること。
	遊び場（公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天でも遊べる場所（こども、親子対象）であること。 ・室内でも可能とする。 ・手洗い場、水飲み場を設置すること。 ・遊具の設置、及び種類・数等は、村民、施設管理者などの意見を聞き、決定すること。
	駐車場・自転車置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は敷地内に10台分程度を確保すること。 ・イベント時は道路向いの「しゃくなげ市」駐車場等を使用する。 ・自転車置き場は20台程度駐輪ができ、屋根付きとすること。
	外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の過半を占めるイエローゾーンを含めた屋外空間の活用策を検討すること。 ・歩道、道路から見やすく、徒歩、車での利用しやすいこと。 ・全体の施設等がわかりやすく、使いやすい計画とすること。 ・建物内外の連携を配慮した計画とすること。 例：建物内文化ホールと屋外を活用したイベントが開催できる。 ・農振センターの記念碑、門柱（2基）の保存を検討すること。 ・震度計は交流センター内でモニター記録等ができること。 ・ゴミ置場はリサイクルや分別に配慮した計画とすること。 ・村内外の幅広い世代の多くの人々が参加するイベント等の開催できる施設配置とすること。

第4 設計業務に関する要求水準

(1) 全般

- ・事業者は、本施設の建設工事の設計業務を行う。
- ・準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。

準拠すべき法令等

(1) 法令等

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・興行場法（昭和23年法律第137号）
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律【建築物衛生法】（昭和45年法律第20号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】（平成12年法律第104号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】（平成27年法律第53号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律【グリーン購入法】（平成12年法律第100号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・その他関係法令

(2) 条例等

- ・徳島県建築基準法施行条例（昭和47年条例第32号）
- ・徳島県都市公園条例（昭和33年条例第20号）
- ・徳島県興行場法施行条例（昭和59年条例第31号）
- ・徳島県屋外広告物条例（平成4年条例第52号）
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成19年条例第14号）
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成28年条例第57号）
- ・徳島県県産材利用促進条例（平成24年条例第80号）
- ・徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）
- ・県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針（平成31年）

- ・徳島県環境基本条例（平成 11 年条例第 11 号）
- ・徳島市都市計画法施行条例（平成 20 年条例第 14 号）
- ・その他関係条例

- ・設計業務の詳細及び範囲等については、業務を達成するために村担当者と十分に打合せ等を行い連携を図ること。
- ・村担当者及び諸官庁、関係機関と協議した場合、議事録を村担当者へ提出すること。
- ・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を村に提出し確認を得ること。
- ・PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。

(2) 各種調査等

- ・設計業務に必要な現況調査等を適切に行うこと。
- ・日影、振動等、施設等の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

(3) 基本設計

- ・事業者は、次の項目に掲げる計画等から成る基本設計を村に提出し、確認を得ること。
なお、要求水準確認表の書式は業務着手の前に村と協議のうえ確認すること。
- ・提出時の体裁、部数等は、別途、村の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW 形式及び PDF 形式とすること。）

基本設計図書

建築計画概要書	平面計画・断面計画・立面計画・建物概要・仕上げ材料表・面積表・法規チェック・内観外観デザイン計画（パース含む）
構造計画	
設備計画	
外構計画	
施工計画	
関係機関との協議記録	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ議事録 ・要求水準確認表 ・概算工事費内訳書 ほか

(4) 実施設計

① 基本事項

- ・関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- ・「第 1 章 準拠すべき法令等」に示す関係法令、条例等を遵守すること。
- ・業務実施期間中は、村の指示に応じて、適宜、作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後には、設計図書、設計業務完了届、その他の必要な資料を提出し、村に確認を受けること。

② 設計図書・書類

- ・実施設計業務の成果となる設計図書・書類は、主に次の表に示す種別に応じて、必要な図書、書類その他の資料等を取りまとめること。
なお、設計交渉の際、別途、必要な設計図書・書類の提出を求めることがある。
- ・要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時

からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

- ・設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途、村の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。(図面については、JWW形式及びPDF形式とすること。)

設計図書	設備設計図書・外構設計図書・工事費内訳書を含む
完成予想図	外観パース・内観パースを含む
設計説明書	
積算数量調書	
構造設計図書	
解体設計図書	
施工計画書	
関係機関との協議記録	
その他	・打ち合わせ議事録 ・要求水準確認表 ほか

基本設計業務：上記図書のうち、村が予定価格を作成するために必要な図書とし、具体的には村と協議の上決定するものとする。ただし、解体他設計業務に係る図書は除く。

実施設計業務：上記図書の全て（基本設計業務の成果品を含む）。ただし、解体他設計業務に係る図書は除く。

解体他設計業務：上記図書のうち、現在の農業総合振興センターの解体・改修に係る図書の全て。

(5) 各種申請業務等

- ・事業者は、公共施設等の計画通知、その他、関係法令に基づき必要となる申請等を行うこと。
- ・申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- ・建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出、申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議、調整等を行うこと。
- ・申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて村に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、村の指示するところによる。

第5 工事監理業務に関する要求水準

- ・事業者は、自らの責任により実施設計図書に基づく工事監理を行う工事監理者を定めること。
- ・工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し、工事監理を実施すること。
- ・工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む。）を村に提出し、承認を得ること。
- ・工事監理者は、村があらかじめ定めた時期において工事の進捗状況等を報告するほか、村から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・工事監理者は、建設業務を行う企業が受ける建築基準法第18条による建築物に関する完了検査に立会うこと。
- ・工事監理者は、村監督員による下検査までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を村に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、村の指示するところによる。
- ・工事監理者は、しゅん工検査及び各会計年度における請負代金の支払いのための検査の際、事業者が提出する図書の確認をし、村に報告すること。
- ・要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施

設計、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

第6 解体撤去に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・事業者は、現在の農業総合振興センターの解体・改修に当たって、関連法令等を遵守すること。
- ・必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 解体他業務

① 着工前業務

- ・事業者は設計図書及び施工計画書に従って解体他工事を行うこと。
- ・事業者は地下工作物の撤去に伴い周辺地盤や施設への影響の無いよう、撤去方法・管理方法を十分に検討のうえ、村及び関係機関等に協議すること。
- ・事業者は解体及び撤去工事前に、家屋調査を実施すること。なお、調査の範囲については、村と協議のうえ、決定すること。
- ・周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・事業者は解体及び撤去工事前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付の上で村に報告し、確認を受けること

- ・施工計画書
- ・工事实施体制
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・工事着手届
- ・現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）
- ・仮設計画書
- ・工事記録写真撮影計画書
- ・主要資機材一覧表
- ・各種届出、申請、許認可等の書類の写し等
- ・その他、村が求める書類

② 解体他業務

- ・各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な解体他工事を実施すること。
- ・事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・村職員が、工事期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・村が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・建設副産物適正処理推進要綱に基づき、積極的に廃棄物の再資源化を行うこと。
- ・表土の保全・活用に努めること。
- ・隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。

- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した場合には村に報告し、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・工事により周辺地域に地盤沈下等の被害が発生しないよう留意するとともに、万が一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・工事完了時には施工記録を用意し、村の確認を受けること。
- ・提案により残存する地下工作物がある場合は、その記録を図面データとして整理し、村に提出すること。
- ・工事期間中は次の書類を村に提出し、確認を得ること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・残土処分計画書、報告書 ・産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。） ・各種試験成績書 ・施工管理報告書 |
|--|

第7 建設業務に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・関連法令等を遵守すること。
- ・必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- ・工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 建設業務

① 着工前業務

- ・事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。
- ・建設に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付のうえ村に報告し、確認を受けること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書 ・工事実施体制 ・施工体制台帳 ・施工体系図 ・工事着手届 ・現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付） ・仮設計画書 ・工事記録写真撮影計画書 ・主要資機材一覧表 ・各種試験成績書・検査報告書 ・施工図面 |
|---|

- ・各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を村に提出すること。
- ・周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・事業者は、建設業務の着実な履行に向け、建設工事保険等に加入すること。

② 建設期間中業務

- ・各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施すること。
- ・事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・事業者は、村に対し、中間確認のための出来高検査に必要な資料を提出すること。
- ・建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に村に実施日等を通知すること。なお村職員が当該検査又は試験に立ち会うことができるように環境を整えること。
- ・村職員が、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に備えること。事業者自らが実施する完了自主検査の後、しゅん工図等と共に整理し、工事監理者を介し、村に提出すること。
- ・村職員が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・建設期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

- ・資機材等承諾願い
- ・残土処分計画書、報告書
- ・産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。）
- ・生コンクリート配合計画書
- ・各種試験成績書
- ・各種出荷証明書
- ・工事監理報告

③ 建設工事完成後

- ・事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完了自主検査を実施するものとし、事前にその内容を村に書面にて通知すること。事業者は完了自主検査の結果により必要な修補等を行うこと。
- ・本施設の開設に必要な試運転等を実施し、音響や照明等の所定の性能・機能について、要求水準及び提案に基づく内容が実現できているか試験を行い、村の確認を得ること。
- ・事業者は、工事が完成した際には、完了自主検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに村が求める工事書類を提出のうえ、下検査を申請すること。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については村と十分協議すること。
- ・事業者は、下検査の結果、必要に応じて修補を行うこと。その後、しゅん工検査請求書を提出のうえ、検査員によるしゅん工検査を受けること。
- ・事業者は、しゅん工検査の結果、必要に応じて修補を行い、村の確認を受けること。
- ・村は事業者からしゅん工検査の申し入れを受けた後、しゅん工検査を実施し、検査合格を確認した後、事業者より本施設の鍵の引渡しを受け、事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- ・しゅん工図書は、原則、次のとおりとし、詳細については村と協議のうえ整理すること。しゅん工図書の提出時の体裁、部数等は、別途、村の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW形式及びPDF形式とすること。）

- ・ 工事完成届
- ・ 施工図（すべての工種）
- ・ しゅん工図（建築・外構、構造）
- ・ しゅん工図（設備）
- ・ しゅん工図（什器備品配置表）
- ・ しゅん工図（残存基礎杭等の記録データ図面）※残存される地下構造物がある場合
- ・ 各種試験成績書
- ・ 什器備品リスト及びカタログ
- ・ 完了自主検査調書（事業者が実施したもの、検査済証その他の検査結果等含む）
- ・ 各種取扱説明書、保証書等
- ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成）
- ・ 長期修繕計画書
- ・ 工事写真
- ・ しゅん工写真
- ・ 要求水準確認表

④ メンテナンス・アフターフォロー対応

- ・ しゅん工・引渡しより概ね1か月前から順次、発注者や施設管理者に対して、建物・建築設備等の取扱い説明を行うこと。
- ・ しゅん工・引渡しより3か月間は、発注者や施設管理者が円滑に施設運営できるよう迅速に対応できる体制をとること。

第8 その他これらを実施する上で必要な関連業務に関する要求水準

その他これらを実施する上で必要な関連業務に関する要求水準の必要性が発生した場合は、村と十分な協議を行うこと。

交流センターの活用イメージ

1 目的

当エリアを幅広い世代の交流エリアとして整備し、村内外の更なる交流を促進することにより村の活性化を図る。

2 施設の利用イメージ

(1) 建物内

各種団体の会合や催しが行われるとともに、子どもたちの自習の場や村民が気軽に集まって雑談ができる場がある。休みの日にはホールを活用した催しが行われている。

(2) 建物外

子どもたちが遊べる公園機能があり、雨天時でも親子で過ごせる。

また、現在、村内各所でマルシェや農産市が開催されているが、少し大きな規模の催し(マルシェ)が開催でき、さらなる村の賑わいを創出できる。

(3) 建物内外の連携

建物内の文化ホールと屋外を活用したイベントが開催できる。

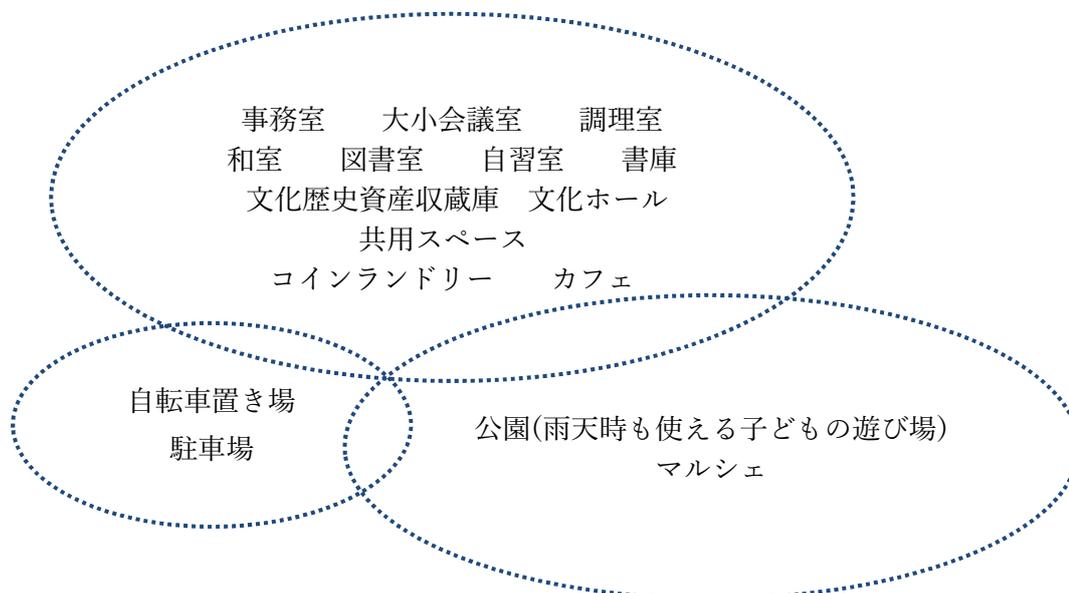
例えば、ミニコンサートとマルシェのコラボや、村のヒルクライム大会時の講演会・説明会(ホール)と関連グッズの展示(屋外)など。

(4) 災害発生時の避難所

大規模災害時の指定避難所となる。(収容人員 村民体育館→小・中学校体育館→当施設)

和室が避難場所となる。長期間避難所として使用する場合は、学校施設は授業に影響を与えるため、村民体育館と併せて中心的な施設となる。

3 必要な機能のイメージ図 (配置は自由に提案していただく)



4 活用イメージ

(1) 平日～ある4月中旬の一日～

(午前)

- ・だいぶ暖かくなった。婦人会の総会にはまだ日があるが、代表的な役員数人で打ち合わせをするため、カフェスペースに集まって気楽に話をした。
- ・先ほどまで、老人会の仲の良い人たちが集まっておしゃべりしていたようだ。
- ・今日は月に1度のふれあい昼食会の日。朝から健康づくりの会が調理室で調理。お昼に隣の大会議室で昼食会開催。

(午後)

- ・今日は踊りの練習が和室である。少し早めに集まって、カフェスペースで談話。
- ・夜の常会長会議のために役場職員が準備をしている。
- ・小学校終わり。今日は宿題が多い。図書館横の自習室でほぼできた。家に帰るとなかなかやる気がでないので、学校終わりにここに寄ることが多い。隣を見ると、中学生が受験勉強かな、頑張っていた。

(夜間)

- ・コインランドリーが24時間使えるようになった。4月にしては雨が続いており、家族の洗濯物がたまっているので、1回分洗濯・乾燥を行った。待ち時間、暇なので、図書館から話題の本を借りて読んだ。結構おもしろく、そのまま借りて帰った。
- ・本日は役場主催の常会長会。ホールに机を並べた教室方式で会議が行われた。

(2) 土日祝日

- ・今日は財団さなごうち主催の村マルシェだ。文化ホールでは村内音楽グループの発表、広場では野菜販売やキッチンカーが並ぶ。小雨だったが、支障なく開催できた。
- ・散歩がてらの親子が広場・公園を訪れた。マルシェのためいつもより人が多い。キッチンカーでお昼を買った。お祭りの雰囲気ですいつもより長く広場にいた。